

例月出納検査における指摘事項及び改善状況（4月分）

課名	指摘事項	担当課	監査委員の意見
商 工 観 光 課	預託金制度による支援策について、従前から実施している生活支援事業であるが、昨年実績は2件と著しい少数であった。 当制度は、支援資金確保の観点から円滑な支援に寄与するものとして創設されたと推察されるが、昨今の金融機関を取り巻く環境の大きな変動から判断すれば、所期目的は一定達成されたと判断するのが適切であると思料される。 今後の本事業継続については、費用対効果の観点からも、その必要性について、当該金融機関の状況も踏まえ、効率的な事業継続に向けた金融機関との協議を行いながら、預託金制度そのものの抜本的な見直しについても検討し、支援体制の充実強化を図るべきであると思料される。	預託金制度による支援策については、（公財）高知勤労者福祉サービスセンター（クンペル高知）が行う貸付事業の原資として800万円を、四国労働金庫による地域勤労者の金融福祉の円滑化を図るための運用資金として同南国支店に1000万円を預託しています。 クンペル高知が行う貸付事業は、南国市及び高知市に立地する中小企業に勤務する勤労者の金融福祉を図り、もって勤労者の生活向上を図ることを目的に、南国市800万円、高知市6500万円の預託金を原資として、クンペル高知会員が安心して低金利な利用しやすい融資条件により、生活に密着した生活資金、教育資金及び住宅資金の貸付を行っています。 本事業の利用状況は、令和7年度は教育資金1件、住宅資金1件の計2件でしたが、令和4年度は生活資金5件、教育資金2件、住宅資金6件の計13件、令和5年度は生活資金2件、教育資金1件、住宅資金10件の計13件、令和6年度は生活資金4件、住宅資金6件の計10件と合計36件、年平均12件の利用実績であり、本年3月末時点の貸付総数も122件であることから、事業として機能していると考えています。 このクンペル高知の貸付事業と同様に、四国労働金庫南国支店への預託金も地域勤労者の生活向上を図る目的で運用されておりす。 このように預託金制度は、自治体連携融資として長年にわたり自治体と四国労働金庫、及びクンペル高知との連携により実施されてきた勤労者への金融福祉的な施策であり、自治体が原資を預託することで、勤労者が安心して低金利な利用しやすい融資条件で融資が受けられるための制度的基盤として機能していると考えています。 この地域勤労者が安心して低金利な利用しやすい融資条件で融資を受けられる施策として、他自治体が実施している利子または保証料の一部を自治体が負担する方法と比べると、預託金による支援策は、本市の財政負担も少なく、費用対効果の観点からも一定の効果があるものと考えており、現時点では預託金制度による支援策を継続してまいりたいと考えています。 なお、費用対効果の観点からも本事業の貸付実績の推移には注視し、当該金融機関の状況も踏まえ、効率的な事業継続に向けて金融機関等と協議を行いながら、預託金制度の抜本的な見直しも含めて検討し、支援体制の充実強化を図っていきます。	預託金による南国市民への支援制度について、補助金制度よりも効率及び費用対効果の面で優れているとの主張には一定の理解ができる。 しかしながら、当該事業については、県下市町村との共同事業であり、利用実績及び効果については、十分に把握分析できていない現実があり、しっかりと所期目的が達成されているのか不明確である。 今後の事業継続可否判断には、南国市民における利用実績と利用効果を把握分析したうえで、判断することが必要であると思料されるので、必要な対応を講じること。 また、預託の預金証書には、無利子との説明であったが金利が記載されているなど、貸付事業の初歩的な確認行為がされていない可能性が否定できない現実が見られたので嚴重に注意せざるを得ない。
住 宅 課	修繕などの支払いについて、昨年の早い時期に完了しているが、年度末になって、多数の請求書が同一業者から提出されている。業者からの請求が遅いからということではなく、組織として事業の進捗管理をしっかり行い、再発防止に努めることを求める。	従前から、進捗管理のためのリストを作成し管理していましたが、どちらかというと修繕等の対応履歴的な要素が強く、何がどこまで進捗しているかを細かく管理することまで想定されていない作りになっていました。 今回の指摘を受け、令和8年度から、より詳細な進捗管理を可能とするリストに変更を行い、確実に入力するよう係員に周知しました。また、係長が定期的にこのリストを確認し、疑義があるものについては追跡し、早期に終結させるよう管理を行っていきます。	支払いまでの進捗について、担当職員に任せきりにするのではなく、組織として対応すること。
子 育 て 支 援 課	修繕の支払いについて、昨年の7月に完了しているが、請求が年度末になっているものがあつた。組織として事業の進捗管理をしっかり行い、再発防止に努めることを求める。	指摘案件については、受注業者に対して、数回の請求書提出依頼の連絡をしましたが年度末まで提出がなかったものです。発注から完了の確認が必要な修繕や工事について、発注から支払いまでの進捗管理リストを作成し発注担当者だけではなく、所属長も月2回確認することとしました。また、提出依頼後も請求書の未提出が続くことについては、連絡方法に問題があることを認識しましたので、具体的な提出期限を伝えるとともに、複数回の連絡を行っていきます。	支払いまでの進捗について、担当職員に任せきりにするのではなく、組織として対応すること。